

第三次大分県特別支援教育推進計画について（案）

令和3年11月22日
特別支援教育課

1 第三次大分県特別支援教育推進計画の期間について

(1) 現状

○第三次大分県特別支援教育推進計画の計画期間は平成30年度～令和4年度。上位計画である大分県長期教育計画とは策定時期や計画期間が異なっている。

＜大分県長期教育計画委員会委員の意見＞

・次期特別支援教育推進計画では、計画期間を大分県長期教育計画と合わせることの検討を。

(2) 改訂案

○第三次大分県特別支援教育推進計画の計画期間を2年間（～令和6年度）延長して、次期特別支援教育推進計画の開始を大分県長期教育計画にそろえる。

＜理由＞

・大分県長期教育計画と次期大分県特別支援教育推進計画の策定時期や計画期間をそろえ、大分県の特別支援教育の課題について、関係各課や関係機関と十分に連携し、取組を進めていきたい。

2 別府地区特別支援学校の再編計画の方針について

(1) 別府支援学校本校の存続について

ア 第三次大分県特別支援教育推進計画の内容

○別府支援学校本校は廃止、分校である別府支援鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、別府支援石垣原校を病弱児対象の特別支援学校のそれぞれ本校として設置

＜第三次大分県特別支援教育推進計画フォローアップ委員会の意見＞

・別府地区特別支援学校の再編整備については、別府支援本校の存続を含め再検討すること。

イ 改訂案

○別府支援学校本校について、廃止せずに存続。
○同校に在籍する児童生徒の内、本人の希望があり、併設する病院に主治医がある場合に限り、石垣原校、鶴見校における通学生としての受入れを認める。

＜理由＞

・別府支援学校本校を存続することで、近年増加傾向にある発達障がいや併せ持った、精神疾患のある病弱の児童生徒の受け皿を確保する。
・病院併設の石垣原校、鶴見校を中心に、各学校の医教連携を深め、個々の児童生徒の病状や障がいの特性に合った指導・支援が行われるようにする。

(2) 南石垣支援学校の移転について

ア 第三次大分県特別支援教育推進計画の内容

○南石垣支援学校については、校舎の建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備

＜第三次大分県特別支援教育推進計画フォローアップ委員会の意見＞

・設置基準の内容によっては検討が必要。その際、現在の児童生徒数に対する適切な運動場、体育館の規模についても慎重に検討を進める必要がある。

イ 改訂案

○南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転

＜理由＞

・今年9月に文部科学省より公布された特別支援学校設置基準において、運動場が基準を満たしていない。（※設置基準3600㎡→現状2250㎡）
・現敷地内では、校舎の建て替え等で基準を満たす運動場を確保することが困難である。